平成25年労第322号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市においてCと称するクリーニング店を経営する事業主であり、中小事業主の特別加入者(第一種特別加入者)として、労働者災害補償保険に特別加入していたところ、平成〇年〇月〇日午後1時30分頃、自転車でクリーニング品を配達中、バランスを崩し転倒し、負傷(以下「本件負傷」という。)した。

請求人は、本件負傷当日、D外科に受診し「頭部挫傷、嘔気、左足・左足関節・ 左膝挫傷、左肘・左肩・腰部挫傷、左足擦過傷」と診断された。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給する旨の決定をし、加療、休業の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という。)別表第1に規定する障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第12級に該当するものの、障害の部位、程度を同じくする既存障害が認められ、労災則第14条第5項の規定により、給付額が生じないことから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件負傷により請求人に残存する障害が既存障害と障害の部位、程度を同じくすると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1) 当審査会において、医証及び関係資料を精査したところ、本件負傷により請求人に残存する頚部の疼痛は、障害等級第12級の12に該当し、これは、平成〇年〇月〇日の負傷による既存障害(障害等級第12級の12)と障害の部位、程度を同じくすると認められる。
- (2) 請求人らは、「頚部」だけでなく、「左足関節」にも残存する障害があると主張しているので、以下、検討する。

請求人の左足関節の状態については、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「軽度運動障害」、「右足関節の可動域45度、左足関節の可動域35度」と記述しており、足関節の可動域が健側の可動域角度の4分の3以下に制限されているものではない旨診断していることが認められる。また、F医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、「可動域に関しては非該当」と述べていることから、請求人の左足関節に障害等級に該当する程度の機能障害があるとは認められず、その他請求人らの主張を根拠づける資料は見当たらないので、請求人らの主張は認めることはできない。

3 以上のとおり、本件負傷により請求人に残存する障害は頚部の疼痛のみであり、 同障害は既存障害と障害の部位、程度を同じくすると認められるので、監督署長 が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを 取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。